

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～機械の送りロールにかかる措置等を講じていなかった疑い～

名古屋西労働基準監督署（署長 伊達清隆）は、令和 7 年 10 月 23 日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

有限会社 Y S K サポート ほか 1 名

（所在地：愛知県名古屋市西区五才美町 事業内容：プラスチック床材製造業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第 20 条第 1 号

労働安全衛生規則第 101 条第 1 項（原動機、回転軸等による危険の防止）

労働安全衛生規則第 107 条第 1 項（掃除等の場合の運転停止等）

労働安全衛生法第 119 条第 1 号（罰則）

労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和 7 年 2 月 5 日、愛知県清須市に所在する有限会社 Y S K サポート名古屋工場において、被疑者の雇用する男性労働者（46 歳）が、射出成型機のロール部分の付近で調整作業を行っていたところ、ロール部分に両手が巻き込まれ、右手を負傷する災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の原動機、回転軸等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設けなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、機械の送りロール部分に覆い、囲い等を設ける措置を講じていなかった疑いがあるもの。

また、同法で、機械の調整の作業を行う際に、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、機械の運転を停止する措置を講じなかった疑いがあるもの。

5. 関係法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

(罰則)

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、(以下、一部条文省略)の規定に違反した者

(両罰規定)

第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(原動機、回転軸等による危険の防止)

第 101 条

事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

(掃除等の場合の運転停止等)

第 107 条

事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。